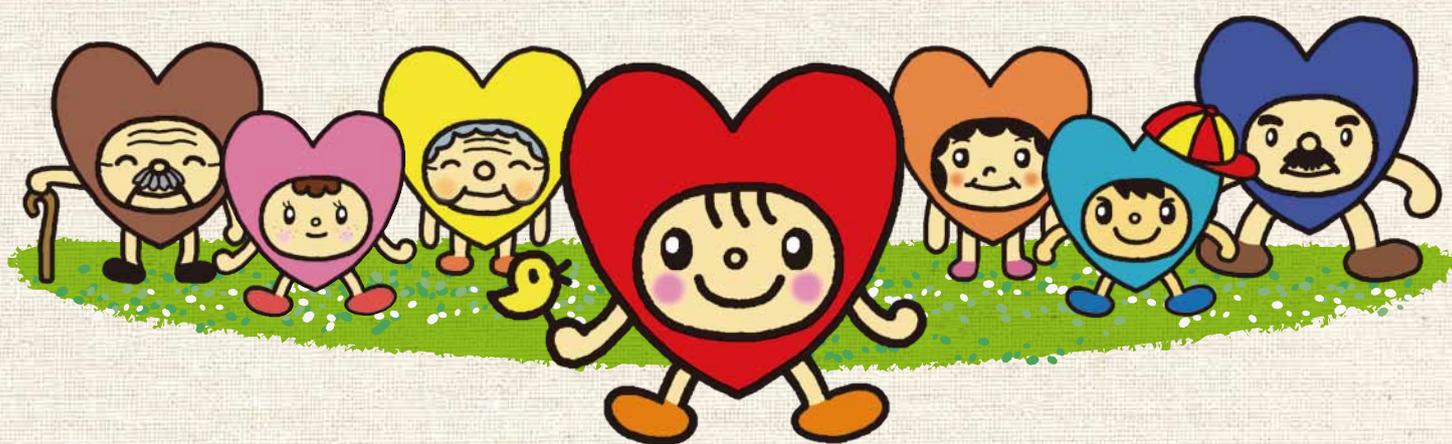


熊本市人権教育・啓発基本計画【改訂版】

概要版



啓発キャラクター ラブミン

熊本市

すべての人の人権が尊重される社会をつくる

1 基本計画の策定および見直し

1 策定目的

平成12年の国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定を受け、市は、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会」の実現を目指し、人権教育・啓発の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、「人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

2 これまでの取り組み

第一次・第二次の二つの世界大戦を経た昭和23年、国際連合は「世界人権宣言」を採択しました。日本は昭和21年に「基本的人権の尊重」をうたった日本国憲法を公布し、人権尊重への第一歩を踏み出しました。熊本市は昭和47年の同和対策室設置をはじめ、平成12年に「熊本市域における人権教育啓発基本方針」、平成21年に「基本計画」を策定し、市民あらゆる差別解消を呼びかけながら、人権尊重を基本とした市政運営に努めています。

平成21年



2 基本計画の基本的考え方

1 基本理念

人権とは、すべての人が持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会で幸福な生活を営むために欠かせない大切な権利です。

「基本計画」は、国連の世界人権宣言と日本国憲法の精神にのっとり、「すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分もとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと」を基本理念とします。

3 人権啓発の重要性

国連の「世界人権宣言」採択から60有余年、世界には今も戦争や人命軽視的な政策などの人権侵害の問題が山積しています。国内でも社会的弱者への差別や虐待、IT社会を反映した人権に関わる新たな諸問題が発生し、人権教育・啓発への取り組みを、総合的かつ計画的に粘り強く継続していく必要があります。

4 見直し

「基本計画」は、中間地点にあたる時期での見直しを明記しています。市は、時間的経過にともなう社会情勢、市民の意識、人権問題に関する国等の動向、さらに政令指定都市移行による変化などを踏まえ、「基本計画」の見直しを行いました。

2 基本事項

「基本計画」は、行政と市民等（家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、職場、事業所、福祉施設、保健・医療施設、マスメディア等の団体、機関、施設等を含む）が取り組むべき方向性を示しています。市が実施する、あらゆる施策や事業に反映させ、行政と市民等が協働して推進します。計画の期間は、平成21年度から30年度までの10年間とします。

推進手法

- * 「個人の尊重」「法の下での平等」など、人権全般に共通するテーマの人権教育・啓発を推進することで、個別の人権問題の解決につなげます。
- * 「障がい者に関する問題」「子どもに関する問題」「高齢者に関する問題」など、個別の人権問題をテーマに人権教育・啓発を進め、他の分野の問題と関連づけ人権問題の解決へつなげていきます。

3 目標値と取り組みの方向

成果指標と目標値

成果指標	基準値 (H20)	中間目標値 (H25)	目標値 (H30)
自分の人権が守られていると感じる市民の割合	48.8 %	55 %	60 %
様々な人権問題について関心がある市民の割合	71.6 %	75 %	80 %
自分の人権が侵害されたことがあると思う市民の割合	19.3 %	17 %	15 %

取り組みの方向

- * 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進
- * 人権感覚豊かな市職員の育成
- * 人権尊重を基調とした施策の推進
- * 関係機関等との連携強化

平成30年



女性に関する問題

人々の意識や行動、社会制度・慣行の中に女性に対する差別や偏見、さらには相手の尊厳を踏みにじる行為が依然として見られ、女性の生き方を阻害している現状があります。市は、男女共同参画の視点を活かしながら、具体的に地域課題の解決に取り組みます。

子どもに関する問題

子どもに対する児童虐待、いじめ・体罰、インターネット上の有害情報の氾濫などが顕在化しています。市は、「子どもの最善の利益」の実現を基本に、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、企業、行政機関などと連携して子どもの人権尊重に取り組みます。学校では発達段階に応じて、豊かな人権感覚を育成できるよう学習の改善・充実にとりくみます。

高齢者に関する問題

超高齢社会となり、認知症高齢者も増加する中、高齢者への虐待、詐欺などが増えています。市は、高齢者の権利を擁護するため、今後とも区役所や地域包括支援センターが相談窓口となり、虐待防止への対応、認知症対策、高齢者の見守り活動、成年後見制度の利用促進などに取り組みます。

障がい者に関する問題

誤解や偏見から、障がい者が生活のしづらさを感じないまじづくりが必要です。市は、ノーマライゼーション理念の浸透を図り、自立と共生の地域づくりを推進します。「知らない・無関心」から「理解者・実践者」へと、日々の暮らしや活動の中での「ちょっとした配慮」の実践を広げていくとともに、障がいのある子どもの就学や進級・進学にあたっては、本人や保護者に十分な情報提供と相談を行い、思いを受け止めながら就学先等を決定していきます。

同和問題

同和問題は、歴史の中でかたちづけられた身分により、一部の人が住居や職業、結婚などを制限され、特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される、わが国固有の人権問題です。市は、関係機関や団体などと連携協力し、市民一人ひとりが同和問題への正しい理解と認識を深めるよう、市職員や教職員の研修と併せて人権教育・啓発に取り組みます。

アイヌの人々に関する問題

北海道などの先住民だったアイヌの人々は、明治以降の同化政策の中で、言葉や伝統文化の保持が制限されました。依然として残る差別や偏見に対し、国によるアイヌ政策が推進されています。市は、アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解、尊重するよう啓発活動に取り組みます。

外国人に関する問題

日本に住む外国人の中には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、社会の中で孤立したり、いわれなき差別や偏見を受けることがあります。市は、外国人が便利で安心な生活が送れるよう、多言語での表示・提供や相談体制の充実、相談窓口の周知などを進めるとともに、互いの文化や習慣を理解する機会づくりなどを進めていきます。

エイズ患者やHIV(エイズウイルス)感染者に関する問題

日常生活の中でHIVに感染することはなく、過度に感染を恐れる必要はありません。しかしながら、間違った知識や思い込みから、患者や感染者に対する偏見や差別といった人権侵害が起きています。市は、市民一人ひとりがHIV感染症に関する正しい知識と意識を持ち、患者や感染者への理解が進むよう、教育や啓発に取り組みます。

ハンセン病元患者に関する問題

ハンセン病は極めて感染力が弱く、治療法も確立した治療する病気ですが、国による隔離政策が長年にわたって続き、現在も不正確な知識による差別、偏見が根強く残っています。市は、ハンセン病への正しい理解と認識を深め、ハンセン病元患者への差別、偏見を解消するため、菊池恵楓園の訪問や元患者との交流をととして人権教育・啓発に取り組みます。

インターネット上の問題

パソコンやスマートフォンが普及し、誰でも気軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった半面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉き損、迷惑行為などが頻発しています。市は、教育委員会によるネットパトロールを引き続き実施するとともに、情報モラル教育の推進、教職員や保護者がトラブルの現状や対策を学ぶ機会の提供、市民への啓発などに取り組みます。

北朝鮮当局による拉致被害者等に関する問題

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。市は、国や県と連携協力して啓発ポスターの掲示、パネル展示イベントの開催などで市民に啓発活動を行い、正しい知識と認識を深め、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなど、二次的被害の防止に取り組みます。

ホームレスの人たちに関する問題

ホームレスの人たちに自立支援に向けた取り組みが進められる一方、近隣住民からホームレスの人たちへの苦情も寄せられています。市は、行政機関や支援団体などと連携しながら、自立支援とともに市民のホームレスへの実情の理解と偏見や差別意識の解消に努めます。

性的少数者に関する問題

性的少数者は、日常生活において奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛を受けるとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため不利益や差別を受けている状況にあります。市は、支援者向けの教育研修や啓発に取り組みるとともに相談体制を充実します。

東日本大震災に関する問題

仮設住宅におけるさまざまな人権問題のほか、原発事故に伴い避難先において原発周辺の住民が風評に基づく差別的取扱いを受けるなど、人権に関わる深刻な問題も発生しています。市は、被災に対する正しい理解を深め、他人事とはせず被災者と気持ちを分かち合えるよう、人権教育・啓発に取り組みます。

自死遺族に関する問題

身近な人を自殺で亡くした遺族に対しては、周囲が理解を深め、偏見や誤解をなくし適切な対応とる必要があります。市は、遺族等への相談支援を継続するとともに、相談機関の周知や人権教育・啓発に取り組みます。なお、本市では遺族の心情に配慮し、自死という表現を使用しています。

水俣病に関する問題

水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりではなく、偏見や差別の問題をも生じさせました。市は、現地訪問研修や講演会の実施など、水俣病に対する正しい理解を深める機会づくりに取り組みます。

3 さまざまな人権問題への取り組み



ラブミン



家庭にできること

- *人間教育の原点ともいえる家庭では、幼児期に人権尊重の精神を育む教育に心がけましょう。
- *保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを実践により子どもに示していくなど、日常生活の中での人権教育を推進しましょう。



地域にできること

- *自治会、老人会、子ども会などの団体は、地域の実情に応じて学習機会を充実させるとともに、さまざまな人権教育・啓発活動を通して、地域住民の人権意識の高揚に努めましょう。



保育所・幼稚園にできること

(1) 園児に対する人権教育

保育所・幼稚園の経営者や園長は、家族や友達、地域の人々との交わりや動植物とのふれあいといった社会参加活動や野外活動などを、人権教育・啓発の間接的手法として積極的に取り入れましょう。

(2) 教職員や保育士に対する人権教育・啓発

経営者や園長等は、人権に配慮した教育指導や運営を心がけ、教職員や保育士等の指導力や人権意識を高めるとともに、保護者等への人権教育・啓発にも努めましょう。



4 生活のさまざまな場面における実施主体ごとの取り組み



ラブミン

市役所や区役所（行政）がすべきこと

- *市民や関係団体と連携し、計画に掲げる各種施策を着実に進め、目標の実現に努めます。
- *全職員に対し、総合的・計画的に人権教育・啓発を実施し、人権尊重社会の形成をリードする人材を育成します。

学校にできること

(1) 児童生徒等に対する人権教育

児童生徒の発達段階に応じて、学校教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実を図っていきましょう。

(2) 教職員等に対する人権教育・啓発

教職員が人権教育に対する職責を自覚し、人権尊重の精神に基づき、基本的認識を深められるよう、実践的な指導力の向上を目指した研修を行いましょう。



福祉施設や保健・医療施設にできること

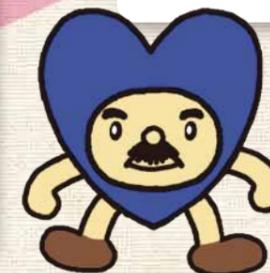
- *職員や医師、看護師などに対して、人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護などをテーマとする実践に即した人権研修、学習を継続的に実施するよう努めましょう。

職場にできること

- *すべての人々の就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格などあらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりを行いましょう。
- *業務に係わる研修、教育のみならず、人権に関する教育を職場内研修プログラムに組み込むとともに、人権に係る相談体制の整備の充実に努めましょう。

マスメディアにできること

- *社会全体に対して大きな影響をもつマスメディアは、報道や番組等を通じて人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される社会の実現に寄与しましょう。
- *常に人権に配慮した取材や報道に努めましょう。



5 基本計画の推進

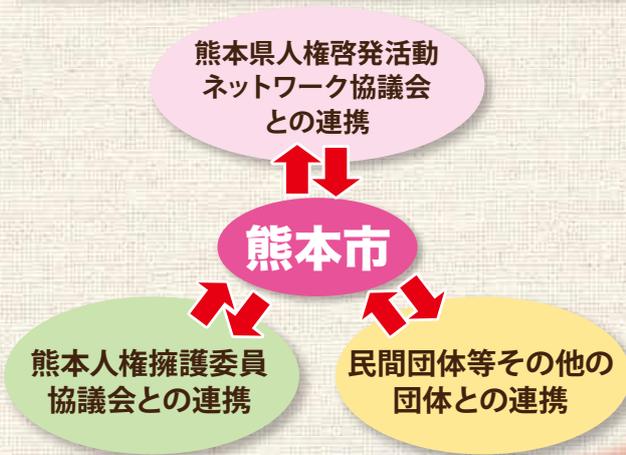
1 熊本市人権啓発市民協議会との協働による推進

熊本市人権啓発市民協議会（人権協）は、「熊本市における人権意識の高揚と社会のあらゆる差別の解消に向け、自らの主体的参加による人権啓発活動を推進すること」を目的として発足し、現在、地域団体、企業、大学、医療・福祉団体、NPOなど、さまざまな分野から140余の組織が加入し、「新しい公共」の担い手として、市をはじめとする行政との協働で人権教育・啓発に関するさまざまな活動に取り組んでいます。

人権協の
活性化

啓発活動
の強化

2 関係機関等との連携強化



3 啓発手法等における創意工夫

幼い子どもからお年寄りまで、誰もが親しみやすく、わかりやすく感じられる啓発に努めます。

4 実施状況の把握と結果の公表等

「基本計画」は、実施状況の把握と効果の検証を行い、併せて市民の幅広い声を反映させて推進します。

人権相談（無料）

● 区役所

中央区役所まちづくり推進課 ☎ 096-328-2614	南区役所まちづくり推進課 ☎ 096-357-4114
東区役所まちづくり推進課 ☎ 096-367-9122	北区役所まちづくり推進課 ☎ 096-272-1112
西区役所まちづくり推進課 ☎ 096-329-1146	

● 熊本地方務局 人権擁護課

みんなの人権110番 …………… ☎ 0570-003-110
女性の人権ホットライン…………… ☎ 0570-070-810
子どもの人権110番（無料）…………… ☎ 0120-007-110

視聴覚教材の貸し出しと講演会講師の紹介

人権協啓発市民協議会への加入申し込み

事務局（熊本市人権推進総室）にお申し込みください。



ラブミン

☎ 096-328-2333
info@lovemin.jp

熊本市人権推進総室

〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1-1
TEL.096-328-2333 jinken@city.kumamoto.lg.jp

